

想う心を後世へ…

ご家族お一人お一人の

「ご先祖様を想う心」を

次世代へお繋ぎしていく

お手伝いをさせて

いただきます。



心をこめて良いご供養

墓じまいのお手伝い



おん
じ 慈恩セレモニー

新たなご供養のかたち

墓じまい

お墓は元来、先祖代々にわたって継承していくものでした。

時代とともにライフスタイルが変化し、家族の形も多様化したため、ご供養の仕方も変化してきました。

「墓じまい」は、大切なご遺骨を取り出し、今あるお墓を整理して、今の暮らしとご家族の未来に最適な場所へお移しすることで、より身近で故人を偲び、家族の絆を感じることができ、新しいご供養のかたちです。





「墓じまい」とは

お墓とは、家族や親せきのご遺骨を埋葬し、子孫に継承していくものでした。

「遠くにあって、最近お墓参りに行けない」「私達の代のあとは管理を誰にお願いしよう？」

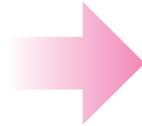
近年、少子化やお墓のある地域の子世代が、離れてしまうことが多くなってきました。そのまま放置されたお墓はやがて無縁墓になり、いつしか合祀墓に祀られていくことになります。

それならば、今のうちに新しい形の供養にしてお墓の管理者に墓地を返しておこう。

これが「墓じまい」です。



元のお墓



更地

お墓から出したご遺骨はどうするの？

「改葬」と言うお引越しをします。

ご遺骨の新しい場所でのご供養には「一般の墓」「集合墓」「合祀墓」「自然葬」そして「手元供養」があります。





墓じまいは大きな決断です。

費用や方法・流れをしっかりと理解して進めていきましょう。
一般的な流れをご説明いたします。ぜひご参考にしてください。

1 親族間で相談し、 事前に同意を得る



墓じまいをする際は、
トラブルにならないよう、
親族間で事前に同意を得ておくことが
重要になります。

2 新しい納骨先と ご供養方法を決める

ご供養方法によって
費用が大きく異なります。

3 墓じまいに必要な 手続きや書類を確認する

自治体（役所）によって改葬手続きが異なるため、
現在の墓地所在地の自治体（役所）で墓じまいに
必要な手続きを確認しましょう。



4 墓地管理者へ 墓じまいの意思を伝える

埋葬証明書の発行依頼や
寺院の場合は離檀料の確認をする
必要があります。



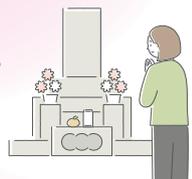
5 改葬許可証を取得する （行政手続き）

必要な書類を準備し
現在の墓地所在地の自治体
（役所）に提出します。



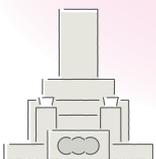
6 墓石の閉眼供養（魂抜き） ご遺骨の取り出し

お墓に宿った故人の魂を抜き出す
閉眼供養は僧侶が執り行います。
ご遺骨の取り出しは、
一般的に石材店が行います。



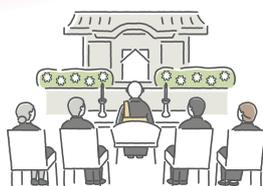
7 墓石の撤去（解体工事） 使用权の返還

事前に石材店から見積もりを取得し、
日時の打ち合わせをします。
撤去完了後、管理者へ
使用权の返還をします。



8 新しい納骨先へ

新しい納骨先と納骨日程を事前に相談します。
必要に応じて、僧侶に開眼供養の依頼をしておきます。
納骨時には、墓地管理者に
⑤「改葬許可証」を提出します。





ご供養方法

個別墓供養（一般の墓）

新たにお墓を建立し骨壺を収めご供養します。

集合墓供養

他家のご遺骨と一緒にご供養します。（納骨堂・樹木葬）



●納骨堂

お申込みごとに収納場所が区切られた墓所になります。納骨堂の室内には、たくさんの収納スペースがあり、個別にお参りすることがで

きます。

納骨堂は自動搬送型、ロッカー型、仏壇型、位牌型など様々な形態があります。

※個別墓供養と集合墓供養には「永代供養」があり、世代を継承することや期限を決めて合祀することができます。



●樹木葬

ご遺骨の埋葬場所に墓石を建てず、慰霊碑や樹木などを墓標として故人を弔う埋葬です。

合祀墓供養



「合わせて祀る」という意味で、ご遺骨を骨壺から取り出し、他のご遺骨と一緒にご供養します。

自然葬



お墓に納めるものではなく、ご遺骨を粉砕して自然に還すご供養です。自然葬には「海洋葬」と「山葬」他には空や宇宙から散骨するご供養もあります。

その他供養

自宅や身近なところにご遺骨を保管する「手元供養」は自由な形でご供養することができます。

その他、大切な家族の一員である、ペットと一緒に入れるお墓などもあります。

ご供養の仕方はさまざまです。

家族に相談し、故人を思いやり、真心を込めて良いご供養をすることが大切です。

詳しいご供養方法をお知りになりたい方は、私共にご相談ください。



墓じまいに必要な書類と行政手続き

<p>①埋葬証明書</p>	<p>④改葬許可証をもらうために提出する書類の1つが、埋葬証明書です。埋葬証明書は、「この霊園のこの墓地に、確かにご遺骨が納骨されています」ということを証明するものです。今あるお墓の管理者から発行してもらいます。書式は任意のもので構いませんが、自治体（役所）に様式が用意されていますので、活用するのもいいでしょう。</p>
<p>②受入証明書</p>	<p>④改葬許可証をもらうために提出する書類の1つが、受入証明書です。新しく納骨先となるお墓の管理者から、「間違いなくご遺骨を受け入れます」と証明してもらいます。書式は任意で構いません。</p>
<p>③改葬許可申請書</p>	<p>改葬許可申請書に必要事項を記入し、①埋葬証明書、②受入証明書とともに自治体（役所）へ提出すると④改葬許可証がもらえます。改葬許可申請書は、各自治体（役所）で様式が違うため、自治体（役所）でもらうかインターネットからダウンロードしましょう。提出先は、今のお墓がある自治体（役所）です。</p>
<p>④改葬許可証</p>	<div style="text-align: center;"> <p>●墓じまいに必要な行政手続き</p> </div>
<p>⑤分骨証明書</p>	<p>分骨の元になるご遺骨についての証明書類。今のお墓の管理者が分骨証明書の発行を致します。</p>

※散骨・手元供養（全部）の場合、改葬先（墓地や納骨堂）の記載ができない為、改葬には該当せず、許可書類は不要。または、認められないケースも有り、自治体（役所）の確認が必要。



「墓じまい」一般的な費用目安

<税別>

	作業内訳	費用
現在のお墓にかかる費用 ※〈注意点〉参照	閉眼供養（寺院）	3～5万円
	離壇料（寺院）	～20万円
	ご遺骨出し（石材店）	3～5万円
	墓石の撤去（石材店）	10～15万円／㎡
	ご遺骨の洗浄	5万円～／柱
	ご遺骨の移動	2.5万円～
新しい受け入れ先にかかる費用 ※ご供養の方法・人数・ 場所などにより様々な為、 要確認	改葬（個別墓）	10～350万円
	改葬（納骨堂・樹木葬）	
	改葬（合祀墓）	
	散骨（海・山）	10～30万円
	手元供養（一部・全部）	3～10万円
	開眼供養（寺院）	3～5万円
行政手続きにかかる費用	改葬許可申請書	無料
	改葬許可証	～1,000円／柱
	埋葬証明書	～1,000円／柱
	分骨証明書	～1,000円／柱
	受入証明書	～1,500円／柱

<注意点>

- ・工事機材が入れない墓所の場合(通路幅が狭い、山奥にある等)、作業を人力で進める必要があるため、料金が割高になることがあります。
- ・また、墓石は産業廃棄物として適切に処理する必要があります。
- ・衛生的観点からご遺骨の洗浄をおすすめします。
- ・ご遺骨が土葬されており、お骨の原形が残っている場合は、火葬する必要があります。



慈恩ペットセレモニー

ペットのご供養をお考えの皆様へ

慈恩ペットセレモニーは時代に沿った新しいスタイルでご供養を行っております。
提携寺院境内の葬儀や移動火葬車でのご訪問火葬から納骨・埋葬・法要まで、
心を込めてお見送りのお手伝いをさせていただきます。

たくさん
の思い出
をありが
とう……
真
心
こ
め
て
ご
供
養
い
た
し
ま
す



個別火葬

- 立会個別葬：ご家族同席にて読経のもと、お別れの儀と火葬を個別に執り行います。火葬後、ご家族の手でお骨上げをして骨壺に納めていただきます。
- 一任個別葬：個別に読経供養後、当方にて個別火葬しお骨上げをして骨壺にお納め致します。

合同火葬

他家の愛犬・愛猫等と一緒に合同火葬致します。
手厚く読経供養した後、霊園内の合祀墓に埋葬、永久合祀致します。

自然葬

- 樹木葬：墓石の代わりに樹木を墓標とする弔い方です。ご遺骨は樹木の下、土の中へと埋葬致します。
- 海洋葬：ご遺骨を海に散骨供養する弔い方です。

出張火葬

車上に火葬用の炉が設置されている専用自動車でお伺いします。
環境に優しく、「無煙・無臭・無公害構造」となっております。
また、会社名や看板などは一切入っておりませんので住宅街でも目立ちません。

ご法要

初七日、四十九日、百か日、一周忌、三回忌等の個別法要も承ります。
共同墓地への永代供養も承ります。

墓地

飼主様とペットと一緒に入れる墓地もご案内しております。
ご自宅に安置されているご遺骨もお受け致します。

葬儀は動物葬祭ディレクターが執り行います。



移動火葬車

ペット葬のことでわからないことや不安なことがございましたら、何なりとご相談ください

料 金 表

	料金内訳	担当先	価格	トータル プラン	シンプル プラン	オプション	出張費	別途費用	内 容 (詳細)
				170,000円～	100,000円～	10,000円～	実費	実費	
1	改葬についての申入れ・確認	現管理者	30,000	30,000					ご遺骨の数・状態・費用（離壇料）・流れ等の確認
2	墓石撤去等申入れ・確認	石材店	20,000	20,000					指定石材店・費用（ご遺骨出し・墓石撤去料）・流れ等の確認
3	埋葬証明書発行依頼	現管理者	10,000	10,000				実費 (発行手数料)	証明書類依頼・受取り【ご供養内容による書類】
4	分骨証明書発行依頼								
5	※追加ご遺骨（2柱以上1柱毎に）5,000円増し		5,000	※					ご遺骨の数により、※割増し
6	新受入先（供養方法）紹介	新管理者	15,000			15,000		実費 (発行手数料)	霊園・寺院等の改葬及び手元供養・散骨などのご供養手段も含む
7	受入証明書発行依頼								
8	※追加ご遺骨（2柱以上1柱毎に）5,000円増し		5,000	※		※			ご遺骨の数により、※割増し
9	改葬許可申請	自治体(役所)	10,000	10,000				実費 (発行手数料)	改葬許可申請依頼・受取り【現在のご遺骨所在地の自治体（役所）】
10	改葬許可証発行依頼								
11	※追加ご遺骨（2柱以上1柱毎に）5,000円増し		5,000	※					ご遺骨の数により、※割増し
12	閉眼供養・ご遺骨出し(現管理者対応)	現管理者・石材店	実費					実費	お布施・離壇料等【現在のご遺骨所在地】
13	閉眼供養（弊社手配）	現地	10,000			10,000		実費	閉眼供養を弊社にて手配（ご住職・石材店）【現在のご遺骨所在地】
14	ご遺骨預かり	現地	25,000	25,000	25,000			実費	ご遺骨をお受取りに行く【現在のご遺骨所在地】
15	※追加ご遺骨（2柱以上1柱毎に）5,000円増し		5,000	※	※				ご遺骨の数により、※割増し
16	墓石撤去（現管理者対応）	石材店	実費					実費	墓石解体・撤去・処分【更地に返し返還】
17	墓石撤去（弊社手配）	現地	20,000			20,000		実費	撤去業者を弊社にて手配（石材店）【更地に返し返還】
18	ご遺骨洗浄	弊社	50,000	50,000	50,000				ご遺骨の洗浄・乾燥・骨壺交換【弊社にて】
19	※追加ご遺骨（2柱以上1柱毎に）50,000円増し		50,000	※	※				ご遺骨の数により、※割増し
20	ご遺骨粉骨	弊社	20,000			20,000			洗浄・乾燥したご遺骨を粉骨【弊社にて】
21	※追加ご遺骨（2柱以上1柱毎に）20,000円増し		20,000			※			ご遺骨の数により、※割増し
22	ご遺骨お届け	現地	25,000	25,000	25,000			実費	ご遺骨（洗浄・乾燥等処理済）のお届け
23	※追加ご遺骨（2柱以上1柱毎に）5,000円増し		5,000	※	※				ご遺骨の数により、※割増し
24	開眼供養・ご遺骨納骨(新管理者対応)	新管理者・石材店	実費					実費	お布施・納骨料等【新しい受入先】
25	開眼供養（弊社手配）	現地	10,000			10,000		実費	開眼供養を弊社にて手配（ご住職・石材店）【新しい受入先】
金 額				170,000	100,000	75,000		実費 実費	



株式会社 シ ャ イ ン

〒143-0015

東京都大田区大森西1-10-6

フリーダイヤル：0120-27-4194

FAX：03-3761-3030